

# 公立学校施設の老朽化対策及び整備に係る財政支援について

東海部会提出

学校施設は、子どもたちが学習・生活する場としてだけではなく、近年、常態化する異常気象や、地震等の災害発生時には命を守る拠点としての機能が求められる場所であり、子どもをはじめ市民の安心・安全を守るためにも着実な施設改修・整備が必要である。

本県における公立学校施設は、高度経済成長期に集中的に整備された建物が多数を占めており、築後40年以上を経過した施設の割合が年々増加している。これに伴い、老朽化による安全性の確保や耐震化・長寿命化改修に加え、教育環境改善のための屋内運動場への空調設備整備、施設照明のLED化などへの対応も求められ、財源の確保が喫緊の課題となっている。

一方で、物価高騰等により、こうした施設改修・整備に係る市町村の財政負担は極めて大きく、また、人口減少や税収減等により、必要な施設改修等を計画的に進めることが困難な状況にある。これらの改修等は市町村単独の予算での実施が難しいため、国の学校施設環境改善交付金を活用することが重要となるが、同交付金の補助要件においては、バリアフリー工事の場合は補助下限額が定められ小規模な改修が補助対象外となるほか、空調設備整備ではリース導入が補助対象外となるため全校への導入に時間を要している。また、補助採択された工事についても補助単価による配分基礎額と実工事費の乖離が大きく、慢性的な超過負担が生じている。

地域の子どもたちが安全かつ快適に学ぶ環境を確保し、教育の質の維持・向上を図るため、下記の事項について格段の配慮をされるよう要望する。

## 記

- 1 公立学校施設の老朽化対策に係る国庫補助制度の拡充を行うこと。
- 2 施設の長寿命化改修及びライフラインの更新事業に対し、交付金等の重点的な配分を行うこと。
- 3 学校施設環境改善交付金における補助メニューの充実、補助要件の緩和及び補助単価の引上げを図ること。